

令和 8 年（2026 年） 7 月 2 2 日

姫路市農業委員会 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小川 一茂

姫路市情報公開条例第 1 7 条の規定による諮問について(答申)

令和 8 年 5 月 1 日付け姫農委第 R 8 - 1 号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

姫路市農業委員会が令和 8 年 2 月 2 4 日付けで行った行政文書部分公開決定（姫農委第 1 7 号）についての審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

姫路市農業委員会（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が令和 8 年 2 月 24 日付け姫農委第 17 号で行った行政文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）のうち、別表 2 の 3 及び 4 に掲げる各文書（以下「本件対象文書 1」及び「本件対象文書 2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その全部又は一部を公開した各決定は、妥当である。

第 2 事案の経過

- 1 審査請求人は、令和 8 年 2 月 11 日付けで、姫路市情報公開条例（平成 14 年姫路市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定による行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、令和 8 年 2 月 24 日付けで、本件請求における別表 1 の 3 及び 4 に掲げる各文書（以下「本件請求文書 1」及び「本件請求文書 2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の公開請求に対し、本件請求文書 1 に該当する文書として本件対象文書 1 を特定し、その一部を非公開とし、及び本件請求文書 2 に該当する文書として本件対象文書 2 を特定し、その全部を公開とする本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和 8 年 3 月 10 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の趣旨及び理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 令和 7 年 9 月 12 日付け姫農委第 7 号の部分公開決定（以下「令和 7 年処分」という。）の決定通知書の「公開しない部分及び理由」の内容について疑義が生じたため、本件請求を行った。農業委員会事務局を被告発人として行った刑事告発の処分通知書についての檢察審査会への請求を視野に、令和 7 年処分に係る公開請求及び本件請求を行ったものである。
- 2 本件対象文書 1 について

「公開しない部分及び理由」欄の根拠条項の記載がないが、「廃棄・抹消」できる文書なのか。独自の文書取扱規程等による行為であり適切であるかのような記載である。姫路市文書取扱規程（昭和 60 年姫路市訓令甲第 6 号。本件対象文書 2 に同じ。以下「文書規程」という。）による適正な文書取扱であるのか。

審査請求人が刑事告発を行っている事実を承知していたはずである。檢察庁へ趣旨確認せず事務が完了したとする根拠が不明である。檢察庁からの問合せが電話のみであるとは考えられない。個別具体的な告発内容であり一般的な事務手続きの説明のみでは檢察庁内部での説明責任は果たせない。担当職員は、問合せの趣旨を確認せず対応したのか。備忘録の作成と上司への口頭報告のみで終わらせる対応は事務局職員としての資質を疑う。檢察庁の捜査（事情聴取）が一般的な事務手続きの説明を受けるだけであったとは考えられない。

担当職員の判断で廃棄したのか。文書取扱責任者、文書主任の判断（関与）は。

刑事告発に関する検察庁からの問合せが「日常的な業務連絡」に該当するのか。文書ごとに随時廃棄（消去）することが認められているとは、市職員の共通認識か。文書取扱責任者、文書主任の判断か。

3 本件対象文書2について

事前に他課に「廃棄・抹消」に係る市の規程等について公開請求し、文書規程のみでありインターネットで公表されていることから請求書を廃棄してもらった経緯がある。本件請求で「廃棄・抹消が可能（不要と判断）」にかかる根拠条項等に係る文書の公開請求を行ったが、文書規程が公開されたのみで、何ら根拠が示された文書ではない。「根拠となる文書は存在しない」又は根拠となる文書を公開すべきである。

審査請求人が刑事告発を行っている事実を承知していた。検察庁へ確認せず問合せが完結したと判断した根拠が不明。検察庁へ趣旨確認せず廃棄を可能とした具体的な条項についての弁明書は都合の良い弁明である。

第4 諮問庁の説明の要旨

1 処分庁の主張

(1) 本件対象文書1について

令和7年処分において既に廃棄され不存在であるとして非公開と決定された文書（以下「令和7年廃棄文書」という。）は、担当者が一時的な備忘録として経緯記録したものであり、窓口での定型的な応対に類するものであったことから、文書規程第32条第3項第2号に規定する「日常的な業務連絡」に該当するため保存期間を「1年未満」と設定し、上司への報告をもって事務が完結したことから文書規程第33条第2項及び第36条第1項の規定により廃棄（消去）しており、令和7年処分に係る公開請求時点において、物理的に存在しない。農業委員会の事務の処理については、姫路市農業委員会事務局規程（昭和47年姫路市農業委員会訓令第1号）第10条で「事務の処理及び職員の任免、分限、服務及び給与等に関して必要な事項は、他に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ市長事務局又はその職員の例に準ずるものとする」と規定されており、令和7年廃棄文書の取扱いは、文書規程に基づき適正に行われている。「公開しない部分及び理由」欄の根拠条項の記載がないとの指摘については、令和7年廃棄文書は既に適正に廃棄され不存在であったため条例第7条各号の非公開情報に該当せず、記載していないものであり、不存在の理由は、令和7年処分の決定通知書の理由欄に「廃棄、抹消しており、現在は存在しません」と明記している。

(2) 本件対象文書2について

「廃棄、抹消を可能とした根拠条項等に係る文書」は、文書規程のみであり、その全部を公開している。廃棄を可能とした具体的な条項は、前記(1)のとおりである。

2 諮問庁の意見

本件処分は、条例に従って判断されており、適正である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件請求について

本件請求は、本件請求文書を含む複数の文書の公開を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、本件対象文書1につき、一部を非公

開とし、本件対象文書2につき、全部を公開とする本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件対象文書の特定の妥当性等を争っているものと解されるところ、諮問庁は、本件処分は適正であるとしていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分について

(1) 本件対象文書1について

ア 本件対象文書1に対する審査請求人及び処分庁の主張は、前記第3の2及び第4の1(1)のとおりであるが、その内容は、令和7年処分において廃棄済みにより非公開と決定された令和7年廃棄文書の廃棄等に関することのみであり、これは、令和7年処分における令和7年廃棄文書に係る当該決定の内容についての不服であると判断できる。

イ 原則として、令和7年処分における令和7年廃棄文書に係る決定の内容についての不服は、令和7年処分についての審査請求において主張すべきであるところ、令和7年処分と本件処分は、異なる行政文書公開請求に対するそれぞれ別個独立した処分であり、違法性が承継される関係にあるとも認められない。そのため、本件処分についての審査請求において当該不服を主張することは、失当であるといわざるを得ない。

なお、審査請求人は、本件対象文書1の非公開部分の公開を求めているものではないと解されるため、当該非公開部分の公開・非公開については、判断しない。

ウ したがって、審査請求人の本件対象文書1に対する主張は、失当であり、採用することができないことから、本件請求文書1に係る本件処分は、妥当である。

(2) 本件対象文書2について

ア 本件対象文書2について、審査請求人は、前記第3の3のとおり、何ら根拠が示された文書ではない等として本件請求文書2に該当しない旨主張していると解されるところ、処分庁は、前記第4の1(1)及び(2)のとおり、処分庁における文書の取扱いは本件対象文書2に基づき行われており、本件対象文書2の該当条項を根拠条項として廃棄、抹消を可能としたとし、また、廃棄、抹消に関する決裁等は作成していないことから、本件請求文書2は、本件対象文書2以外に存在しないと説明する。

イ 当審査会において本件対象文書2の内容を確認したところ、本件対象文書2についての前記アの処分庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、令和7年廃棄文書が担当者の一時的な備忘録であったとのことから、廃棄、抹消に関する決裁等が作成されていないことも特段不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

ウ 以上のことから、本件請求文書2について、本件対象文書2を特定し、その全部を公開した決定については、処分庁において、本件対象文書2の外に公開請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を特定したことは、妥当である。

(3) 当審査会において審査請求書を確認したところ、審査請求人は別表2の1及び2に掲げる各文書については争っていないものと解されるところ、これらの文書の公開・非公開等については、判断しない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

第6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1 本件請求の公開請求書の記載

1		姫農委第15号行政文書部分公開決定通知書に係る起案・決裁書
2		姫農委第13号公開決定等期間延長通知書に係る起案・決裁書
3	本件請求文書1	姫農委第7号行政文書部分公開決定通知書に係る起案・決裁書
4	本件請求文書2	姫農委第7号の理由に記載された廃棄、抹消が可能（不要と判断）とした根拠条項等に係る文書

別表2 本件処分で特定した文書

1		行政文書公開請求（令和8年1月9日付）について
2		行政文書公開請求（令和8年1月9日付）について
3	本件対象文書1	行政文書公開請求（令和7年9月2日付）について
4	本件対象文書2	姫路市文書取扱規程（昭和60年9月7日訓令甲第6号）

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和8年5月1日	—	諮問書提出
令和8年5月28日	令和8年度第3回審査会	諮問説明 審議
令和8年7月17日	令和8年度第5回審査会	審議
令和8年7月22日	—	答申